



インターネット上の誹謗中傷は 名誉毀損にあたる？

弁護士 鈴木 大輔

A子さんは、ある日、友人から、インターネットに自分の悪口が書かれていると知らされました。調べてみると、確かに、ネット掲示板に、A子さんが不特定多数の男性と付き合っている等々、A子さんに対する誹謗中傷が書き込まれています。A子さんとしては、犯人は数ヶ月前に別れたB男だと思うのですが、B男は自分ではないと言い張るため、どうしたらいいか分かりません。

◆——解説

以前は、名誉毀損^{きそん}というと、ほとんど新聞・出版社等のマスコミと有名人の間の問題でした。ところが、近年インターネットが爆発的に普及したことによって、一般人でも、容易に様々な情報を発信できるようになった反面、ネット上で他人を誹謗中傷^{ひぼう}したりすることも簡単にできるようになってしまいました。ネット掲示板やSNS等のコミュニティサイトなどでの名誉毀損につき、警察への相談件数、裁判沙汰は、ここ近年非常に増加しているようです。

名誉毀損とは、簡単に言えば、他人の評判を低下させるような事実(情報)を不特定多数に向けて流すことを言います。このように流布された情報は、虚偽の場合は勿論、真実であった場合であっても、名誉毀損となります。他方で、自由な情報の流通ということも社会にとって重要ですから、名誉毀損にあたる場合であっても、例外的に責任を問われない場合もあります(①公共の利害に関すること ②専ら公益を図る目的であり ③内容が真実であることの証明があったこと、又は、相当な資料や根拠があったために真実であると誤信してしまっても止むを得なかったような場合)。

そうは言っても、“ネット掲示板やSNSごときで名誉毀損なんて大袈裟だ”と感じられるかもしれません。ネット掲示板やSNSは誰でも簡単に書き込みが可能であり、それを見た人が簡単に信じるとは限られず、同じ掲示板等で反論も可能だとも思えるからです。しかし、近時の最高裁判所の判決は、インターネット等においても上記と同じ基準で名誉毀損が成立するとしています。つまり、ネット上で人の評判を落とすような情報を流した場合も、原則として名誉毀損となってしまう、例外的に加害者側で上記①②

③の条件を立証できたときのみ免責される場合があるに過ぎません。ネットを使えばむしろ簡単に他人を誹謗中傷できること、アツという間に世間に流れてしまうことを考えると、ネットの書き込みだからといって気軽に考えるべきではないでしょう。

◆——対処

上記の事例で言えば、ネットに書き込みをした者(B男?)は、間違いなく名誉毀損行為を行ったと言え、免責も認められないでしょう。

A子さんとしては、この者に対し、民事上、不法行為(名誉毀損)に基づく損害賠償を請求することができ、裁判所に訴訟を提起することも可能です。また、名誉毀損罪として、警察に告訴をして捜査や処罰を求めることも可能です。

ところで、民事上の責任を追及する場合、まず、被害者側で書き込み等をした者(加害者)が誰なのかを特定する必要があります。もっとも、インターネットの匿名性という性質上、加害者が誰だか判らないことが多いでしょう。しかし、加害者を特定することは、プロバイダにアクセスログ等の保管がされている限り、技術的に十分可能です。また、「プロバイダ責任制限法」という法律には、被害者側が加害者を特定するための手続きが規定されています(法律の要件上の制約等、常に簡単にできるとは限りませんが、掲示板の管理者等に当該書き込みをした者のIPアドレスを開示させ、次いでプロバイダ等にその者の情報の開示を求めることにより、最終的には、加害者の氏名・住所等まで出てきます)。

また、自分を誹謗中傷する書き込みを掲示板等から消すため、掲示板の管理者やプロバイダ等に削除を請求することも可能です。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔 (すずき だいすけ)

弁護士(第二東京弁護士会) 中央大学法学部卒業。

趣味は、オートバイ、盆栽、アロハシャツの収集。

所属 東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>